

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

6月号 | No.507 2015



// 練習頑張っていきます!! // 徳島駅伝名東郡チーム

名東郡チームでは、随時ランナーおよびサポーターを募集しています。お気軽に練習にご参加ください。

人のうごき [平成27年5月31日現在] | 人口 2,526人 (-8) 男 1,226人 (-6) 女 1,300人 (-2) 世帯数 941 (+1)

【IP電話番号】 村役場代表 5000～5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007
総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保育所 ☎679-2217
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ◎役場共通 FAX.679-2125
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 I P.5000～5004

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173



平成27年度

施政方針



佐那河内村長 原 仁志

平成27年度の主な施策を今月もお伝えします。今月は一般廃棄物中間処理施設（ごみ処理施設）、人口対策の住宅整備についてです。

◆ 一般廃棄物中間処理施設 (ごみ処理施設)

1 今日までの経過

① 村単独での整備計画

佐那河内村で家庭からのごみや施設園芸で使用済みとなった農業用廃ビニールなどの処理計画が、平成4年度に農林水産省の補助事業として初めてまとめられました。

② 国の法律改正

20年ほど前、ダイオキシン問題が発生し、平成9年に大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、小型の焼却施設が廃止されることになりました。

徳島県でもダイオキシンの発生を最小限に抑えるよう焼却施設を大型化し、コストの低減を図るため、県内を6ブロックに分けた広域の枠組みを設けました。佐那河内村は、小松島市・勝浦町・上勝町・石井町・神山町の東部第一ブロックに入りました。

平成12年7月に、東部第1ブロックごみ処理施設

広域整備協議会が設立され、一般廃棄物（ごみ）広域処理基本計画が策定されました。広域処理にむけた基本計画では、各自治体からのごみの運搬効率で小松島市・佐那河内村の順、東部第一ブロック圏域全体面積では、佐那河内村が高い評価の結果となっており、平成17年度まで協議が重ねられ、平成24年度に解散しました。

③ 国の制度改正

平成17年度に交付金制度（循環型社会推進交付金）が創設され、人口5万人以上または、面積400km²以上の地域要件が課せられたため、佐那河内村単独で国の助成を受けて、ごみ処理施設を整備することは困難となりました。徳島県東部の市町村で、単独で施設整備が可能となったのは、徳島市だけとなりました。

平成18年7月には、12市町村からなる徳島東部地域市町村長懇話会が設けられ、取り組む行政課題の一つとして、ごみ処理施設の広域化が提案され、ごみ処理施設の広域整備について、平成20年から検討されることとなりました。

④ 今回の整備計画

今回の計画では、徳島東部地域市町村長懇話会に加盟している市町村の中で広域整備をめざす7市町村が協議会を設立することになり、平成24年7月に第一回協議会が開催され、施設整備についての議論が本格的に行われた結果、昨年10月の協議会において佐那河内村下字東地が候補地となりました。

2 ごみの焼却方法

今回のごみ処理施設の稼動は、ダイオキシンの発生を最小限に抑制するため、1日24時間の連続運転方式を採用し、焼却する温度を850度以上で連続的に燃焼する施設です。

3 排気ガスについて

今回のごみ焼却施設には、最新鋭の施設が整備されますので人体や自然環境への影響は無いと考えています。特に近年は、法律の改正や施設の改善などにより、ダイオキシンによる問題も聞かれなくなっています。ダイオキシンは、工業的に製造される物質ではありません。廃棄物の焼却などにより非意図的に生成される物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、量は非常に微量です。ダイオキシンは、主にごみの焼却により発生しますが、他に自動車の排気ガス、たばこの煙などにも含まれています。また、森林火災や火山活動など、自然界でも生成するといわれています。

国では、平成9年12月から、大気汚染防止法や廃棄物処理法により、焼却施設から排出されるダイオキシンの規制やごみ焼却施設の改善などの対策を進めています。このようにダイオキシンの排出量削減を図った結果、ダイオキシンの排出量は、平成15年度には平成9年度と比較しておおむね95%削減され

た事が確認されています。

今回整備予定の施設から排出される排気ガスの計画基準値（案）は、国の基準よりも厳しい規制値ですので、人体や自然環境に与える影響はないものと考えています。

4 放射性物質に汚染された廃棄物処理について

この件を環境省に文書で問い合わせたところ、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）に基づき、国が責任を持って処理することとしております。……略……このため、福島県等で発生した指定廃棄物が徳島県に持ち込まれて処理されることには、決してありません。」との回答がありました。

また、徳島県からは、「本来、放射性物質については、囲い込み、封じ込めが大原則であり、放射性物質に汚染された廃棄物の広域処理については、慎重の上にも慎重に検討すべき問題と捉えており、県としては、県民の安全・安心を確保する立場から、『ダブルスタンダード』の問題や、8000Bq/kgの安全性について、国から明確な説明がなされていない現状においては、受け入れは困難であると認識しています。」との回答でした。

今回計画されているごみ焼却施設については、関係7市町村で構成する一部事務組合の合意も必要となり、広報さなごうち4月号のとおり、「いかなる地域からも放射能汚染された土砂及び廃棄物は、受け入れ及び処理は行わない」と明確な回答を得ていますので、放射性物質に汚染された廃棄物を処理することはできません。

5 施設での業務について

今回の整備計画は、7市町村が一部事務組合を設立し、可燃ゴミの中間処理施設（焼却施設）とリサイクルセンターの業務を行う計画です。この基本方針は、一部事務組合の設立時に組合規約に盛り込まれますので、計画以外の業務を計画予定地で行うことはありません。

一般廃棄物中間処理施設（ゴミ焼却場）については、紙面の都合もありその他の項目は、次号以降の広報さなごうちでさらにお伝えします。

◆ 人口対策の住宅整備

1 住宅の整備計画

佐那河内村は、人口減少が続き、集落を維持していくことに課題が生じています。徳島市などへの通勤圏であり、居住地が整えば移住・定住者が増加する可能性は十分にあると思われます。しかし、現状では利用可能な空き家及び賃貸物件が少なく、移住希望者の受け入れ、村内の若者が定住する環境が整っていません。

のことから、平成26年度に人口減少と少子高齢化が進む佐那河内村において、「移住」「交流」「定住」の人口を増やす計画を策定しました。

2 住宅整備の背景

① 人口減少と高齢化

本村は、長期に人口減少が続いており、若年人口の流出は出生数の減少に繋がり、高齢化が加速しています。

② 担い手不足による地域の弱体化

集落の人口が減り、若者が少なくなると、常会等の組織力が弱まり、行政負担だけでなく、住民負担にも繋がっています。

③ 田舎暮らしトレンドの高まり

田舎暮らしへの共感が広がっており、都市部からの移住のニーズが高まっています。

④ 佐那河内村の可能性

のどかな農村風景、徳島市から車で約25分の利便性が、徳島市などに勤務しながらの田舎暮らしや、「すだち」「ももいちご」の栽培など、農業を基軸とした事業展開の可能性が高い地域です。

3 住宅整備の目的

佐那河内村が、自立した地域として残るため、「移住」「交流」「定住」の推進が急がれる課題です。

村内には、改修が必要な空き家がある一方、新規世帯向けの住宅が供給されず、そのことが人口転出の一つの原因となっています。その対策として若年層向けの住宅を整備します。

4 住宅整備の方向

① 移住・交流の考え方

- ・佐那河内村の良さを理解してくれる村外の人を増やします。
- ・常会などで移住者の受け入れを積極的に支援します。

② 定住・交流の考え方

- ・村内の若者が定住するよう、定住促進の住宅を確保します。
- ・子育て世帯が住みやすい支援と機能性の高い住宅を誘導します。

5 住宅整備の基本方針

① 公共住宅の整備

- ・移住者、定住者向け住宅を供給します。
- ・若年者向け、子育てファミリー向けの住宅を重点的に整備します。
- ・本村に馴染んだデザインや機能性に配慮した住宅を検討します。
- ・人口構成を維持するため、時間をかけて供給し、最終的には30戸程度をめざします。
- ・供給目標は、年間6世帯の入居を予定しています。

② 民間住宅の誘導

- ・景観に配慮して建設可能地を誘導します。
- ・佐那河内村らしい住宅形態を誘導します。

③ 古民家の活用

- ・空き家及び空き店舗を再生し、利活用していく支援策と仕組みを構築します。

を平均2割としてシミュレーションします。

当初は、集合住宅を初年度に8戸、3年ごとに8戸程度を建設、集落内は毎年1～2戸程度建設し、8年程度かけて最終的に30戸程度を確保することで年間6世帯の入居を目指します。

8 整備する住宅形式

① 移住者向け

佐那河内村への移住の動機は、古民家での暮らしや農村環境に魅力を感じていることから、伝統的な雰囲気を醸し出す事が望ましく、戸建てを基本とし、各集落に分散し整備します。

② 定住者向け

村内の親からの転居であるため、古民家風よりも、集合住宅形式など都市型住宅を基本とします。

③ 民間にによる住宅供給への配慮

佐那河内村の豊かな景観を地域の魅力として維持するため、民間が建設する住宅、古民家改修も、移住者向け・定住者向けの方針を用います。

6 人口推計と移住世帯数

このままでは、西暦2040年に本村の人口は、1,500人を下回るまで減少します。特に子どもの人口の減少はさらに深刻です。子どもが減少すれば、地域の担い手が不足することはもちろん、いろいろな問題も生じます。政策的に移住を進めることとし、西暦2040年の目標人口は、現在よりも少ない2,100人ほどですが、現在の佐那河内小学校の児童数と同様とすることを目標として、子育てファミリーと若年夫婦を毎年各3組づつの移住を積極的に推進します。

このような計画に基づき、若者住宅の整備し人口対策に取り組んでまいります。村民各位の近くに、住宅用地として良い案件がありましたら、お知らせ下さい。

7 建設戸数の目安

村立住宅入居者が自ら村内に住宅を確保し、退去するまでの平均期間を5年程度と想定し、住替え率



議会だより

平成27年 第1回5月臨時会

平成27年第1回臨時会は、5月8日開会され、平成26年度各会計補正予算専決承認案件6件、単行案件1件、人事案件1件の、計8件の審議、原案どおりの承認、可決、同意がなされました。また、一般選挙後初の本会議として議長外議会構成に係る選挙が行われ、同日閉会しました。

現在の取組状況

佐那河内村長 原 仁志

庁舎建設

昨年12月の第1回基本構想策定検討委員会以来、検討を重ねていますが、今後、数回の議論を経て基本構想がまとまる事になっています。①百数十年にわたり本村の行政の中心地であり、近くに医療機関、介護施設、農協、保育所、小・中学校などがあり、バス停留所などの利便性からも現在地を中心に建設することとしています。②可能な限り木材を多く利用することを基本に考えています。③新庁舎は、行政機能と併せ、誰もが利用しやすい庁舎、防災・減災対策拠点としての庁舎、村民の村づくり活動拠点としての庁舎、更に自然環境へ配慮した庁舎を考えています。④基本構想策定検討委員会には村民の代表者に加わっていただき検討を進めていますが、基本構想が

まとまった時点で構想を広く村民に周知します。⑤基本構想の後、基本計画、実施計画と進み、平成29年度着工を目指と考えています。

人口対策、若者定住

移住交流推進アクションプランがまとまりました。徳島市に隣接し、近隣自治体への通勤圏であり、居住環境が整えば移住・定住者が増加する可能性は十分あると方向づけられていますが、現状では、利用可能な空き家及び賃貸物件が少なく、定住・移住希望者を受け入れる物的環境が整っていないのが現状です。

田舎暮らしのトレンドの高まり、佐那河内村の大きいなる可能性の拡大などが背景となり、①移住・交流として、佐那河内のよさ、佐那河内らしさを理解してくれる人を増やす。移住者の受け入れ態勢の整備。②佐那河内で生まれ育った若者が村内に定着する住宅の確保、子育て世帯が住み続けられる機能性の高い住宅の誘導としています。

住宅の供給方針は、移住者を受け入れ、転出者を抑制し、地域の担い手となる人材確保をするための公的住宅を供給する事。住宅供給戸数については、初年度に集合住宅8戸程度の建設を手始めに、8年程度をかけて30戸程度の建設となっており、今後は建設用地の確保に着手する予定です。

一般廃棄物中間処理施設の整備

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分は市町村に処理責任があり、市町村自ら行うのが原則と定められています。本村の場合、処理を行う能力を保有せず、将来においても困難であると考えられ、現在は、徳島市の民間業者で処理しているのが実態です。放射能に汚染された廃棄物の処理については、先月各ご家庭にお配りしたとおり、徳島県でも処理は困難であるとの考え方あり、私も、放射能汚染された廃棄物の持ち込みと処理については絶対に認めないことを約束します。

関係自治体に申し出ておりました要望事項への回答について、継続的な財政支援と施設への進入路の件は、今後も関係自治体に要望を行い、村民の皆さまが納得できる回答が得られるよう努力をし、その時点で改めて村民の皆さまにご理解いただくことします。

● 専決承認案件 ●

議案第41号（専決第1号）平成26年度佐那河内村一般会計補正予算（第8号）

歳入歳出をそれぞれ4,350万8千円を追加し、総額25億650万5千円とするもの。

歳入の主な要因は、地方交付税の特別交付税が3,481万7千円の増等。歳出では、主に精査による不要額の減額ですが、基金費で1億1,866

万円の増額があり、減債基金へ積み増しすることとしています。平成26年度の決算見込みが黒字となるため、基金に計上することとしたためです。

議案第42号（専決第2号）平成26年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

歳入歳出をそれぞれ127万1千円の減額で、総額を4億2,359万円とするもの。

議案第43号（専決第3号）佐那河内

村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出合計を8,370万円とするもの。

議案第44号（専決第4号）佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

歳入歳出をそれぞれ99万円の増額で、歳入歳出総額を1億5,759万円とするもの。

議案第45号（専決第5号）佐那河内

村介護保険事業特別会計補正予算 (第5号)

歳入歳出それぞれ377万5千円を減額し、総額で3億6,554万2千円とするもの。

議案第46号（専決第6号）佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

歳入歳出それぞれ24万円を減額し、総額で3,846万4千円とするもの。

●条例案件●

議案第47号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合

合規約の変更について

組織を構成する団体の減少に伴い事務組合の規約の変更をするもの。

●人事案件●

議案第48号監査委員の選任について

村議会議員の中から監査委員を新しく選任するもの。

佐那河内村議会構成

平成27年5月8日 改選

■議長 仁羽悟郎

■副議長 岡本隆次

□常任委員会 (○委員長 ○副委員長)

総務産業建設委員

○新居健治 ○石本哲也
加藤秀數 岡本隆次

文教厚生委員

○大岩和久 ○平岡淳
仁羽悟郎 瀧倉俊晴

□議会選出委員

監査委員 瀧倉俊晴

農業委員 加藤秀數

小松島市外三町村衛生組合議員

仁羽悟郎 新居健治
国保委員 大岩和久 平岡淳

議長就任の挨拶

佐那河内村議会議長 仁羽悟郎

このたび、5月8日に開かれました臨時議会におきまして議長という大役に、ご推挙いただきました。その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。もともと、微力な私ではありますが、その気持ちを大切にし、村民のため、村の発展のため、議会発展のため最善の努力をいたす所存であります。

さて、国においては、政策の柱として「地方創生」を打ち出し、地方自治体は「総合戦略」に向かって動き始めているところです。「地方創生」への村としての対応と、依然として、厳しい財政状況の中での人口減少への対策、防災対策、農業振興など、取り組まなければならない課題が山積しております。

そんな状況下での、広域一部事務組合による一般廃棄物処理施設整備、庁舎の改築等、村の行く末を左右する課題であり重点かつ緊急な課題に対する適切な対応が求められています。

私たち議員に課せられた役割と責任は、今後ますます重要になってまいります。

村民の皆さまが、安心して暮らせる村づくり、佐那河内村の発展をめざして全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げ就任のご挨拶いたします。

議会行事出席報告

（ ）場所・（ ）出席者

平成27年5月

5月8日 平成27年第1回（5月）臨時会〈役場3F議場〉（全議員）

8日 議員協議会・全員協議会〈議会事務局・農振センター〉（全議員）

14日 県町村監査委員協議会役員会〈自治会館〉（井開監査委員）

18日 議員研修〈議会事務局〉（加藤・新居・平岡・石本議員）

19日 元議員の会役員会〈議会事務局〉（岩佐会長外3名）

20日

） 勝名地区監査委員連絡協議会県外研修（沖縄県）（井開・瀧倉監査委員）

22日

22日 農業委員会総会〈農振センター〉（加藤議員）

25日 例月出納検査〈議会事務局〉（井開・瀧倉監査委員）

26日

） 全国町村議会議長会研修（東京都）（仁羽議長、岡本副議長）

27日

佐那河内村地方創生総合戦略及び人口ビジョン策定委員を公募します

活力ある地方の創生を目指すため、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

この法律のもと、将来にわたって活力ある佐那河内村を継承していくため、「佐那河内村地方創生総合戦略」を策定します。

つきましては、下記のとおり策定委員会の公募委員を募集しますので、ご応募ください。

【応募資格】 地方創生に関心のある村内在住の人（概ね50歳までの）

【募集人員】 若干名

【募集期間】 6月1日（月）から6月25日（木）まで **【必着】**

【応募方法】 所定の応募用紙に必要事項を記載のうえ、郵送又はFAX、Eメールにて御応募ください。

なお、応募用紙は村ホームページでダウンロードするか、役場でお取り寄せください。

【その他】 平成28年3月末までのうち、平日昼間に4回程度策定委員会への参加をお願いする予定です。
同時に策定する、「佐那河内村振興計画」の委員も兼ねていただきます。

【申込先】 総務企画課企画係 E-mail soumu@vill.sanagochi.lg.jp

No. 3

連載「マイナンバー」情報

政府広報



民間事業者のみなさまも マイナンバーを扱います！



平成28年1月以降、以下の手続で従業員などの
マイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の
法定調書の提出など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修
や社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報の安全管理
措置の検討

特定個人情報*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことといたします。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会] 検索



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人¹には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。

マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

¹ 法人番号は、株式会社などの「独立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式Twitter



お問い合わせ

0570-20-0178

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)
@MyNumber_PR

マイナンバー ツイッター

検索

お知らせ！

佐那河内村集落支援員の公募について（ご案内）

佐那河内村では、人口減少と高齢化の進む地域の維持、再生をめざし、常会などのコミュニティ機能の維持と地域の活性化などを図るために、地域のサポート役としての「集落支援員」を公募します。

村内在住若しくは移住決定者で、地域活動や集落活動に関心のある人の積極的な応募をお待ちしています。

告知は村ホームページで周知させていただきますが、個別相談および応募用紙の配布は、総務企画課で行いますので、事前に連絡してお越しください。

◆募集期間 平成27年6月1日（月）から平成27年6月30日（火）まで

- ◆職務の内容
- (1) 村および常会などと連携し、集落対策の推進
 - (2) 地域おこし協力隊などと連携し、円滑な集落活動の調整
 - (3) 地域などの巡回、状況把握および課題分析
 - (4) 地域などの課題解決のための具体的方策の検討および実施
 - (5) 集落活性化に関する各種取組の発案および支援
 - (6) 関連する会議への出席・スキルアップの為の研修会への参加

◆報酬等 月額30,000円 各種保険なし 勤務日数：月5日程度

お問い合わせ先 総務企画課 集落支援員担当まで

佐那河内村移住交流支援センター 臨時職員募集

移住交流支援センターでは、人口減少や少子高齢化対策など地域の抱える課題解決にむけた取り組みを強化していきます。

次のとおり臨時職員を募集しますので、ふるってご応募ください。

- 募集人員 若干名
- 募集条件 佐那河内村に住所を有する人
- 業務 地域活性化や人口対策などに対する企画と運営
- 勤務場所 佐那河内村役場ほか
- 任期 平成27年7月1日～平成27年12月31日まで（更新あり）
- 勤務条件等 賃金 月額220,000円 社会保険加入
- 応募方法 履歴書とレポートを提出してください
- 応募期間 平成27年6月25日（木） 当日消印有効
- 選考 書類選考による一次審査を行い、面接による二次審査を行います

応募・お問い合わせ先 総務企画課まで

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料変更点のお知らせ

平成27年度より、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の、被保険者間の保険税・保険料負担の公平性の確保と、中低所得層の保険税・保険料負担の軽減を図るため、制度の一部が変更になります。（6月定例会に提案）

国民健康保険税

課税限度額の見直し

	変更前	変更後
医療分	51万円	52万円
介護分	14万円	16万円
後期分	16万円	17万円
計	81万円	85万円

均等割・平等割の軽減対象世帯の拡大

世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）およびその世帯の国保加入者の総所得金額などの合計が次の基準以下の場合は、均等割・平等割が軽減されます。

軽減割合	軽減対象となる所得の基準	
	変更前	変更後
7割	33万円	変更なし
5割	33万円 + (24.5万円 × 被保険者数)	33万円 + (26万円 × 被保険者数)
2割	33万円 + (45万円 × 被保険者数)	33万円 + (47万円 × 被保険者数)

後期高齢者医療保険料

均等割の軽減対象世帯の拡大

被保険者ごとに賦課期日現在の世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減対象となる所得の基準	
	変更前	変更後
9割	33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	変更なし
8.5割	33万円以下の世帯	変更なし
5割	33万円 + (24.5万円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯
2割	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯

こくねんニュース

国民年金保険料を納めることができないときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料は**15,590円**（平成27年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除（全額免除・一部納付（一部免除））又は猶予される制度があります。

1 免除（全額免除・一部納付（一部免除））申請

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続することにより、保険料の納付が全額免除または一部納付（一部免除）となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効（未納と同じ）となるため、**将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。**

	所 得 基 準 の 目 安	月々の保険料	老 齢 基 础 年 金 額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1／2が反映
1／4納付 (3／4免除)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,900円	5／8が反映
半額納付 (半額免除)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,800円	6／8が反映
3／4納付 (1／4免除)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	11,690円	7／8が反映

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の人で本人・配偶者前年度所得が一定額（注）以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（注）平成27年度の所得基準（申請者本人と配偶者の前年所得） (扶養親族の数+1) ×35万円+22万円

3 学生納付特例申請

学生（注1）で本人に前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（注1）大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している人（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る））、一部の海外大学の日本分校に在学している人

保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができるますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

手続き（申請）について

申請の時期については、①②当年7月から翌年7月まで③当年4月から翌年4月までの間に住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、年金事務所または役場国民年金担当窓口に備え付けてあります。

※平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、年金事務所へお問い合わせください。

臨時福祉給付金のお知らせ

所得の低い人に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、平成26年度に引き続き臨時福祉給付金の支給を行います。

●支給対象者

- ・平成27年1月1日時点で住民票が佐那河内村にある人が対象です。
- ・平成27年度分の住民税が課税されていない人が対象です。

ただし、
（課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合）
（生活保護の受給者である場合）は除きます。

●支 給 額 1人につき **6,000円**（平成26年度に実施した加算措置はありません。）

●申請期間 平成27年9月1日（火）～平成27年12月1日（火）予定
支給要件を満たす可能性のある人には、8月下旬に申請書を郵送する予定です。

●お問い合わせ 健康福祉課

子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

●支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給する人が対象です。

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の人々に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される人は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない人についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

●対象児童 支給対象者の、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●支 給 額 対象児童1人につき **3,000円**

●基 準 日 平成27年5月31日

●申 請 先 住民税務課

平成27年6月分の児童手当を佐那河内村から支給される人が対象です。

※公務員の人は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が佐那河内村にある人が対象です。
(勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。)

●申請期間 平成27年6月1日（月）～9月4日（金）

●提出書類 申請書

ご 注意

平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。

原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市区町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

村の人権擁護委員

岡本 静子さん 【平成25年7月1日委嘱】

内藤 仁さん 【平成26年4月1日委嘱】

森本 教一さん 【平成27年4月1日委嘱】

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

ひとりで悩まず相談してください

差別、いじめ、嫌がらせなど人権に関する問題でお困りの場合は、法務局の人権相談をご利用ください。

みんなの人権110番 電話0570-003-110

女性の人権ホットライン 電話0570-070-810

子どもの人権110番 電話0120-007-110・フリーダイヤル

児童手当・特例給付

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月1日における状況を現況届により村に届け出し、引き続き受給資格があるか審査を受ける必要があります。

受給者には、6月上旬に現況届を送付していますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当(10月支給予定)が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出期限 平成27年6月30日

※必ず期限内に提出してください。

提出書類

○全員が必要なもの

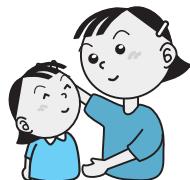
- ・児童手当・特例給付現況届
- ・受給者及び受給対象児童の健康保険証のコピー

現況届の提出について

(国民年金加入の人・年金未加入の人は省略可)

○状況により必要となるもの

- ・受給者及びその配偶者の課税証明書または非課税証明書(平成27年1月1日に佐那河内村に住民登録がない人)
- ・児童の世帯全員の住民票(児童と別居していて、児童の住民登録が佐那河内村外にある人)
- ・監護生計維持申立書(児童と同居し面倒をみている人の署名が必要です。)
- ・その他(児童の監護状況などにより、書類の提出を求めことがあります。)



提出先 住民税務課

※世帯の状況によって、提出する書類が異なります。ご不明な点は住民税務課までお問い合わせください。

平成27年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成27年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。なお、がん検診は村に住民登録のある人で、次頁対象者に該当する人であれば受診できます。

●がん検診日程および場所

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成27年 7月 4日（土） 【申込み期限：6月12日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年 8月 1日（土） 【申込み期限：7月10日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年 9月 5日（土） 【申込み期限：8月14日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年10月 3日（土） 【申込み期限：9月11日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年10月21日（水） 【申込み期限：9月30日（水）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構 特定健診・大腸がん・前立腺がん 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8：30～11：00
平成27年11月 7日（土） 【申込み期限：10月16日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成27年12月 4日（金） 【申込み期限：11月13日（金）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8：30～11：00 婦人科および骨密度検査は 13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。〕

●がん検診内容および負担金

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃がん検診	40歳以上の村民	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人には結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成27年度において満40歳となる村民（S50年4月1日～S51年3月31日生まれの人） ② 平成14年度から平成26年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いします。）	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いします。） ※12月4日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月4日（金）の村内で行う検診では、歯科健診・口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、オプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】検査ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

国保 脳ドック について

対象者	村の国民健康保険加入者で30歳～74歳までの 人（ただし、2年に1回の受診となります。平成26年度に受診された人は、受診できません。）
期間	平成27年7月1日～平成27年12月中旬頃まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円

※受診を希望される人は、健康福祉課国保係までお申込みください。脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

タクシーチケット 高齢者等バス無料乗車証 利用のお知らせ

高齢者や障がい者の人を対象に、タクシーチケットやバス無料乗車証を交付する事業が5月1日から始まっています（6月1日現在申請者数、タクシーチケット74人、バス無料乗車証96人）。ご希望の方は、是非ご利用ください。



対象者

村内に居住し、且つ次のいずれかに該当する人とします。

(1) 満65歳以上の人且つ自ら自動車の運転ができない人

※自動車の運転をしている人でも、運転することに不安があり、タクシーやバスの利用をしたい人は、健康福祉課までご相談ください。

(2) 要支援1以上の認定を受けている人

(3) 身体障害者手帳の交付を受け、第1級、第2級の障害認定を受けている人

(4) 療育手帳A1、A2の交付を受けている人

(5) 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の交付を受けている人

(6) 難病に指定されている人

(7) その他村長が必要と認める人

上記の要件を満たしていても、対象外となる人

- ・前々年度の村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、村水道料金、村集落排水料金、村営住宅家賃に滞納がある人
- ・他の移動支援事業などの助成を受けている人（タクシーチケット申請者のみ）

バス無料乗車証利用内容

徳バスが運行する佐那河内路線が対象です。但し、乗車及び降車場所が村内でないと対象にななりません。

※利用できるのは次のようにになります。（○…利用可能 ×…利用不可）

村内 {乗車} ⇄ 村内 {降車} (○)

村内 {乗車} ⇄ 徳島市内 {降車} (○)

村内 {乗車} ⇄ 神山町 {降車} (○)

徳島市内 {乗車} ⇄ 徳島市内 {降車} (×)

神山町 {乗車} ⇄ 神山町 {降車} (×)

徳島市内 {乗車} ⇄ 神山町 {降車} (×)

申請方法

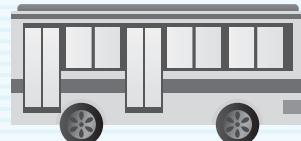
●タクシーチケットを利用したい人

チケット購入代金1,000円と印鑑をご持参ください。

●バス無料乗車証を利用したい人

乗車証に使う顔写真（縦3cm、横2.5cm）と印鑑をご持参ください。

申請書は健康福祉課に設置しています。来庁が難しい人は、健康福祉課までお電話ください。申請書を送付いたします。



※タクシーチケットは、「(有)佐那河内観光タクシー」でのみ利用できます。タクシーの利用額によって、個人負担額を決定します。

チケット（1冊20枚つづり）は年間3冊まで購入できます。年度内に使い切れなかった場合は、次年度に繰り越して利用できます。

※バス無料乗車証の交付を受けた人は、徳島バスが運行する「佐那河内路線」でのみ、無料で乗車できます。ただし、乗車または降車場所が村内である時に限ります。徳島バスを利用する時は、降車時に乗務員へ乗車証を提示してください。

● お問い合わせ 健康福祉課 ●

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

第十回特別弔慰金

特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

今般の法改正による特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順位による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時に、生計関係を有しているこ

となどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

必要書類

- ①第十回特別弔慰金請求書 ②印鑑等届出書
 - ③現況申立書 ④基準日における請求者の戸籍など
- ①から④の他に、請求者の基準日現在の状況や支給順位などにより必要書類が加わります。すべての必要書類をそろえるまでに、手間と時間がかかる場合もあります。

詳しくは、住民税務課援護担当までお問い合わせください。

佐那河内村民体育館トイレ改修工事のお知らせ

村民体育館では、次のとおりトイレ改修工事を行います。

工事期間中、トイレの利用ができません。

皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間中は、仮設トイレを設置いたしますので、仮設トイレまたは、コミュニティ施設トイレをご利用ください。

	工事期間（予定）	工事内容
男性トイレ		洋式トイレ化
女性トイレ	6月15日（月）～9月13日（日）	現行3か所のトイレを5か所へ（1か所は和式のまま）

お問い合わせ先●教育委員会 電話679-2817

農地の賃借料情報について

平成26年1月から平成26年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり／平成27年4月1日現在）は、つぎのとおりとなっています。

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃貸借	8,200円	13,000円	5,200円	13
	使用貸借				3
	賃貸借	15,100円	20,000円	10,000円	10
	使用貸借				16

2 田（水稻以外）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃貸借	8,000円	19,600円	5,600円	10
	使用貸借				13

3 畑（普通畠）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃貸借	16,800円	22,300円	14,000円	3
	使用貸借				0

4 畑（樹園地）の部

締結（公告）された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃貸借	10,600円	16,000円	7,100円	10
	使用貸借				10

※使用賃借……無償での貸借

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、30kg当たり5,000円に換算しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 施設（ハウスなど）の賃借料は含んでいません。

農地の 貸し手・借り手 を募集しています

農地の貸し手・借り手について徳島県農業開発公社（徳島県農地中間管理機構）が募集しています。

中間管理事業を利用したイメージ

- 農地を貸したい人（貸し手）
 - ・果樹・野菜の栽培を野菜だけにしたい人
 - ・経営規模を縮小したい人
 - ・農地を相続された人 など

借受け
→

徳島県農業開発公社
(農地中間管理機構)

連携・協力
↑
↓
市町村

貸付け
(転貸)
→

- 農地を借りたい人（借り手）
 - ・規模拡大のために農地を借りたい人
 - ・農地を探している人 など

貸し手のメリット

- ①契約期間終了後に農地は確実に戻ります。
- ②要件を満たせば国との協力金（2～70万円）が受けられます。

借り手のメリット

- ①農地の面的な集積が図れます。
- ②契約や賃料の支払いが一本化されます。

借り手の募集期間：平成27年7月1日（水）～平成27年7月31日（金）（貸し手の募集は隨時受け付けています。）

受付は産業環境課および農地中間管理機構（借り手のみ）で行っています。

募集後、貸し借りの相手方が見つかった場合、貸借の条件を話し合う場を設定し、借受・貸付を行います。

ほか、農地に関する相談があれば、農業委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先：産業環境課、農業委員会

ゴマダラカミキリムシを買上げます

頭部だけにして持参していただくと、一匹50円

果樹に被害を及ぼすゴマダラカミキリの捕殺事業を実施いたします。
買上げ方法などの内容は、次のとおりです。

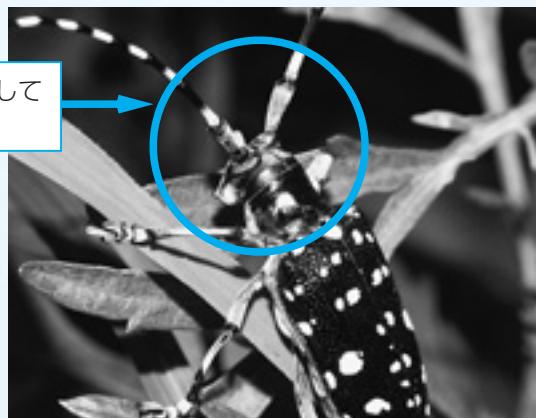
《具体的な実施方法》

事業内容	村内で捕獲したゴマダラカミキリ（ホシカミキリ）を、必ず頭部を切り離した状態で、虫数が確認できるよう持参してください。 ※数量が多い場合は、各自で備え付けのパレットにて数量を計測いただきます。 実績に応じた費用（捕殺費）を、実費で支払います。	
受付日及び時間	6月22日（月） 7月6日（月） 7月21日（火）	午前9時から午前11時まで ※時間外は受付いたしません。
受付場所	JA徳島市 佐那河内村選果場	
支払額	ゴマダラカミキリの捕殺費として、1匹あたり50円を支払います。	



(ゴマダラカミキリの成虫)

頭部のみを切り離して持参ください。



事業主体 ● 佐那河内村農業指導班会
お問い合わせ先 ● 産業環境課

村の話題

5/24
(日)

佐那河内小・中学校大運動会

青空の下、小・中大運動会が盛大に行われました。

合同の運動会ならではの小中学生が一緒に競技する種目、親子でともに楽しむ種目があり、練習してきた成果を一生懸命披露する小学生、アイディアいっぱいの競技を楽しむ中学生、応援する保護者の皆さんと、笑顔いっぱい楽しい1日を過ごしました。



4/25・26
(土)(日)

徳島中央シニア優勝

第11回西条市長旗争奪

リトルシニア中学公式野球大会

最優秀選手 佐藤 辰誌くん

4月25、26日に開催された大会では、さなごうちスポーツクラブの一員である、徳島中央シニアが優勝し、佐那河内中学校3年の佐藤辰誌くんが見事最優秀選手に輝きました。

佐藤くんは、「これからも頑張りますので、応援よろしくお願いします。」と力強く答えてくれました。



1回戦	徳島中央 9 – 2 福山
2回戦	西条少年野球団 4 – 14 徳島中央
準決勝	徳島中央 4 – 3 松山
決勝	徳島中央 8 – 5 徳島藍住

4/2
(木)

坂本茉紀さん（佐中3年） 第31回成田山全国競書大会優秀賞

成田山全国競書大会は、成田山新勝寺主催で、一流の先生が審査する全国競書大会です。

今回の第31回展では、小学生・中学生・高校生より128,537点の応募があり、四国地区審査で選ばれた坂本茉紀さんは中央審査で、条幅の部 優秀賞・読売賞を受賞されました。おめでとうございます。



5/20
(水)

交通安全運転街頭キャンペーン



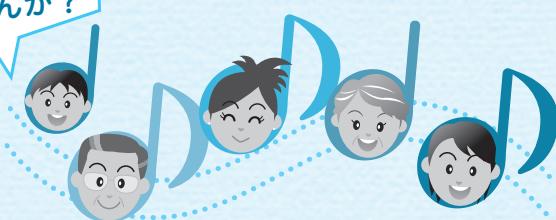
午前7時より、小学生・中学生・保護者と徳島東ドライバーズクラブの皆さんと一緒に、大宮神社前で安全運転を呼びかけました。

「安全運転に気をつけてください」と大きな声で元気よく、ドライバーを送り出しました。

歌うよろこびを
みんなで

楽しいうたの広場を
つくりませんか？

練習日 6月23日火
19:30～ 農振センター



佐那河内中学校の生徒たちの美しいハーモニーを育ててくださっていた高橋裕美子先生がご指導くださいます。身体ほぐしから、やわらかい発声など、皆さんの美しい歌声を磨き、コーラスの輪の中で楽しいひとときを過ごしませんか。どなたでもご参加できます。お気軽にどうぞ。

LOVE さなごうちハーモニー

地域おこし協力隊



むねかた まさあき
宗像 正章

藍の栽培

村民のみなさん、こんにちは、宗像です。田植えが大方済んで、水をたたえた優しげな景観が村内に広がっています。田んぼを見て、穏やかな気持ちになるのは、私が日本人だからでしょうか。陽の光が強く、暑さに汗をかいでも、水田に目を向けるだけで、涼しさに包まれる気がします。稻の力は偉大ですね。

さて、今年は藍（あい）の栽培に挑戦しています。なぜ当村で藍を？ という疑問を持つ人がいるかもしれません、藍は佐那河内に深い縁を持つ作物です。藍染を始めた山主（やまぬし）という人物は、佐那県に住んでいました。若者の孝行ぶりと働きのよさに感心して、サルタヒコの神が藍玉による染めを授けたということです。ちなみに、それを裏付けるように大宮八幡神社の境内には、猿田比古命が祀られています。

かつて、大勢の関係者が参拝に来て、出店や富くじなどもあったというので、驚かされますね。（「佐那の長者」のお話。「ふるさと佐那河内」より）

現在は、吉野川流域で栽培が盛んですが、種の採取は古くから、佐那河内村や神山町で行われてきました。時を経て、栽培場所が移ったのは、収量や加工、流通など、多くの要因が考えられますが、当村で育たないということではないようです。昨年種を取るために、栽培試験を行いました。虫害の少なさや水の豊富さ、整備された用水など、利点もあります。

先に触れた由来の掘りおこしの意味もこめて、複数箇所で藍を栽培し始めました。3月下旬に自宅で苗立に着手し、5月中旬から定植を始めました。新聞報道によると、プロの栽培農家は1ヶ月程度早く作業していますが、収量の多さより育てやすさと無難な時期を選びました。

段取りがうまく運ばなかったり、手作業が遅かったりと、苦戦中ですが、不安をよそに、藍はすくすく育っています。周囲の人の助言や協力も大きな支えになっています。そこに甘えることなく、きちんと収穫まで成し遂げなくてはなりませんね。



藍、土寄せ中



いのうちつぐみ
井内 亜実

田んぼが賑やかになってきましたね！

地域おこし協力隊の井内亜実です。田植えがはじまり田んぼに水を張りだすと、たくさんの生き物が動き出して賑やかになってきましたね。佐那河内村はアカハライモリが多いこと！地元にはほとんどのなかつたのでとても嬉しくなりました。

最近はオタマジャクシやホウネンエビの成長を見るのが日々のささやかな楽しみになっています。

さて、5月は人生初体験の田植えや田植え式での早乙女衣装、ミツバチの分蜂の捕獲体験、自宅で畑を始めました。まずは身近な野菜を少しづつ植えています。また、獣の捕獲用にトウモロコシや枝豆を栽培しています。農業についてもこれから勉強していくいのいろと教えてください。

それから、最近獣犬を飼い始めました。名前はメイです。人間と犬に対してはとても友好的で温厚です。谷・北山・仁井田・府能・秋城辺りをよく散歩しておりますので、見かけたら声をかけていただけると嬉しいです。

今後の活動ですが、7月のあじさい祭りで哺乳類についての展示をする予定です。今まで調査や勉強でいろんな県を訪れたのですが、現場で知り合った地元の獣師さんから頂いたり、山で拾ったりして集めた頭骨をメイに展示する予定です。ぜひ遊びに来てくださいね！



田植え式での早乙女

夏山における山岳遭難の防止

夏山シーズンの到来となりましたが、夏の自然は想像以上に恐ろしいものです。

軽装での登山は危険であり、安全に登山を楽しむために、次のパスワードをインプットしてみてください。



1 事前の準備を十分にしましょう！

(1) 身体の準備

健康ですか？　トレーニングはしましたか？　よく眠れましたか？

(2) 登る山の情報を集めましょう！

登山地図やガイドブックなど最新の情報で、登山道の状況や気象情報を確認しましょう。

(3) 忘れ物はありませんか！

- 絶対に持つてほしいもの

① 雨具～身体を雨や風から守ります。また、防寒具にもなります。

② 登山地図と磁石（コンパス）～現在位置の確認と目的地を把握します。

③ ヘッドライトなど軽量の照明器具～万一、遭難した場合に自分の所在を知らせ、救出活動の一助となる大切なものです。

- その他

ヤッケなど防寒具、携帯電話や無線機などの通信手段、チョコレートなど高カロリーの非常食、携帯電話や懐中電灯の予備電源、黄色や赤色など目立つ色のタオルなど（救助ヘリへの合図に効果的）

(4) 無理のない登山計画を立てましょう！

目標とする山、日程、コース、行動を支えてくれる条件としての装備、食糧、メンバー、交通機関、宿泊などなどを考えて計画しましょう。



2 登山計画は家族にも渡しておきましょう！

登山計画は、万一遭難した場合の搜索活動や救助活動に備えて、所属山岳会、勤務先、警察に提出するだけでなく、家族にも渡しておきましょう。



3 万一、遭難した時は落ち着いて！

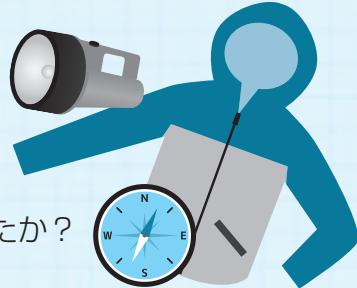
(1) 携帯電話は待ち受け専用にし、電池の消耗を防止しましょう。

(2) 救助のヘリコプターが発見しやすいよう、屋根や見晴らしの良い場所（上の方）に出ましよう。



4 最後に

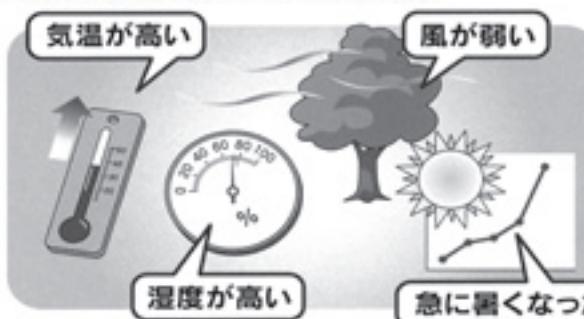
登山はあくまで自己責任で行うものです。安全に下山できるように、自分で登山計画の管理を徹底しましょう。



熱中症は予防が大切です

熱中症は気温などの環境条件だけではなく、人間の体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が強い日や、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。

こんな日は熱中症に注意



こんな人は特に注意



熱中症の予防法



*急に暑くなつた日や、活動の初日などは特に注意

人間の体は暑い環境での運動や作業を始めてから3~4日経たないと、体温調節が上手にならなくてなりません。このため、急に暑くなつた日や、久しぶりに暑い環境で活動した時には、体温調節が上手くいかず、熱中症で倒れる人が多くなっています。

*汗をかいた時には塩分の補給も忘れずに



徳島ファミサポまつり

とき：2015年7月25日(土)

じかん：10:00～12:00

ばしょ：ヒューマンわーくぴあ徳島

徳島市昭和町3丁目35-1 電話625-6999



2015年度 佐那河内村人権大学講座 受講生募集

1 佐那河内村人権大学講座の目的及び学習形態

○ 村民生活の中で人権を尊重し、同和問題やあらゆる人権問題を正しく認識するとともに、積極的に差別解消に取り組み、明るく民主的な社会を築くための地域及び集団のリーダーを育成する。

○ 学習形態（講義・参加体験型学習など）

2 主 催 佐那河内村・佐那河内村教育委員会

3 共 催 佐那河内村人権教育研究協議会

4 対 象 者 受講を希望する人で、できるだけ継続して参加できる人。

5 申込期日 平成27年7月24日（金）

6 申込先 教育委員会

7 募集予定・人員 30人程度（受講料無料）ただし県外研修時の昼食代は必要となります。

8 場 所 佐那河内村農業総合振興センターほか

9 講座回数 8月より1月まで、年間6回。（8月の開講式、1月の閉講式を含む。）

10 日程（時間） 19時00分～19時30分 受付

19時30分～21時00分

講義・参加体験型学習など

※第5回講座は、県外現地研修（貸切バスでの日帰り研修）となります。

11 学習内容（予定） 講師などの都合により、日時及び内容の変更をすることがあります。

回	月 日	主な内容		
第1回	8月20日（木） 19：30～	開講式 講義 講師	身近な人間関係と女性の人権 フェミニストカウンセラー 河野和代さん	
第2回	9月16日（水） 19：30～	講義 講師	識字解放学級40年の歩み 鮎喰児童館 館長 弘瀬正彰さん	
第3回	10月14日（水） 19：30～	講義 講師	視点を変えて見る東日本大震災 NPO人権センターHORIZON 代表 片岡遼平さん	
第4回	11月7日（土）	県外現地研修 奈良県御所市水平社博物館		
第5回	11月29日（日） 10：00～	人権講演会 講師	(株)クレヨンハウス 代表 落合恵子さん	
第6回	1月13日（水） 19：30～	講義 講師 閉講式	すべての子どもに安心・自信・自由を CAPとくしま 代表 阿部和代さん	

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内



〈農振センター〉 2階和室

New 健康体操教室
20：00～21：00
詳しくはP.7参照

〈村民体育館〉

卓球
19：30～21：00
※バドミントン
20：00～22：00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）

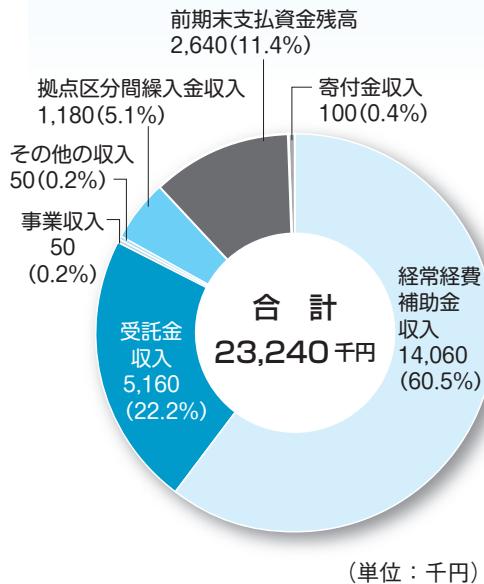
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	健康体操教室		卓球		バドミントン	
12	13	14	15	16	17	18
					バドミントン	
19	20	21	22	23	24	25
			卓球		バドミントン	
26	27	28	29	30	31	
	健康体操教室					

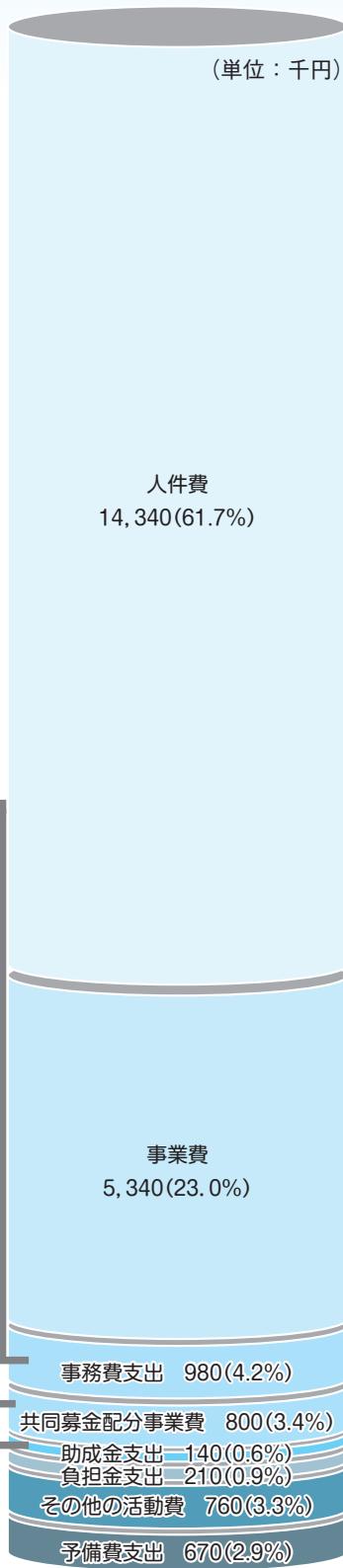
平成27年度

社会福祉協議会予算

歳入 23,240 千円



歳出 23,240 千円



◎事務局の費用

- 理事会、評議員会など社協の会議費および一般管理費

◎要援護者などの歳末たすけあい事業

- 在宅療養者
- 施設入所者
- 長期入院者 および 要支援者

◎ボランティア団体への助成



◎地域福祉を推進するための事業

- 心配ごと相談に関する事業
 - ・第2月曜日
 - ・特別相談は奇数月に開催
- 生活福祉資金に関する事業
- ボランティア推進
- 男性の料理教室2回予定

◎高齢者・障害者支援を推進するための事業

- 会食サービス(年10回ひとりぐらし対象)
- 高齢者大学
- 訪問理・美容サービス
- 障害者社会参加事業
- 自立支援事業

◎母子、父子支援を推進するための事業

- 乳児おむつ助成事業

◎児童育成を推進するための事業

- 学童保育

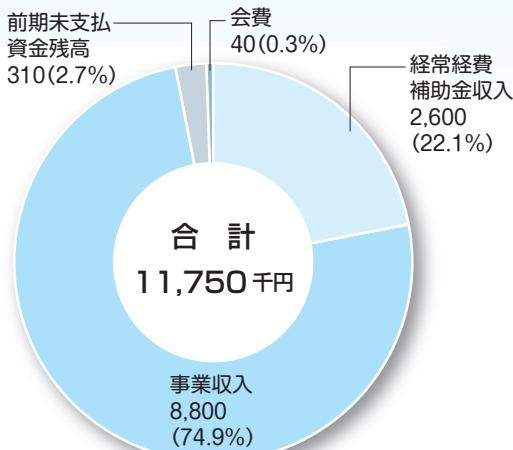
仕事などにより保護者が日中家庭にいない小学校1～6年生の児童を対象に「放課後児童クラブ」を開設して、児童の健全な育成および子育てと就労の両立を支援します。

◎善意銀行へ寄せられた委託金での事業

- (預託金の3月末現在高22,647,341円)
- 村民の皆様より社会福祉のためと寄せられた預託金は配食サービス利用補助などに活用します。

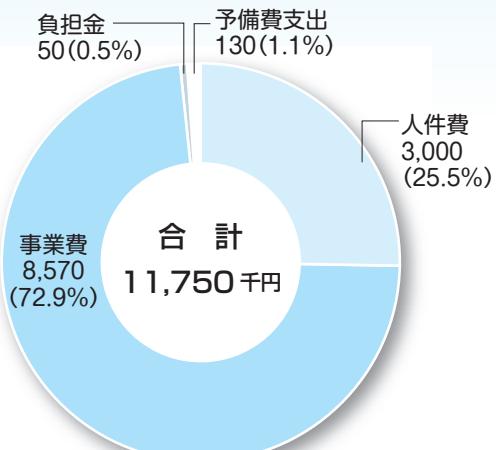
シルバー人材センター予算

歳入 11,750 千円



(単位：千円)

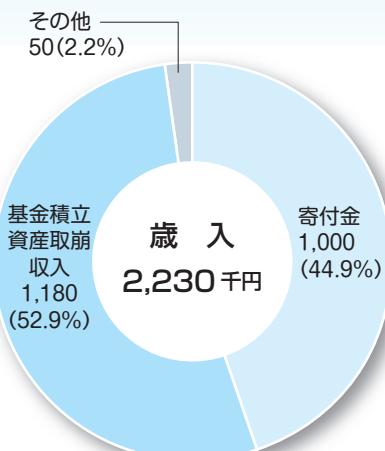
歳出 11,750 千円



(単位：千円)

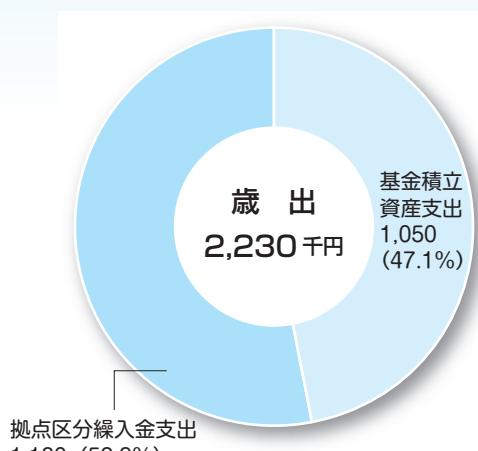
善意銀行予算

歳入 2,230 千円



(単位：千円)

歳出 2,230 千円



(単位：千円)

●善意銀行だより●

●西條 初子 様…………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

佐那河内村地域包括支援センターだより

6月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

6月16日(火)	コーラス教室	ハイジ	13:30~15:00
6月22日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
6月23日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
7月10日(金)	いきいき体操教室	平地集会所	13:30~15:30



いきいき体操教室は農振センターで毎月開催。鶯春夫先生が、膝や肩の痛みを和らげる運動や畳からの立ち上がり方などを分かりやすく教えてくださり、痛みの症状などから的確なアドバイスも頂け好評です。また足ぶみと脳トレを組み合わせた運動も笑顔で楽しみながら行えます。

6月25日(木)	おしゃべりサロン	桜集会所	9:30~11:30
(都合の良い時間にお越しください)			

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木

ありがとうございます。
ふるさと納税!

徳島市在住
水口 裕之さん

篤志によるご寄付を有効に使わせていただき、
ふるさとさなごうちの更なる発展を期すとともに、
今後とも皆さんからの村への熱き思いを心からお待ちしています。

「ふるさと納税」についての詳しいことは、出納室までお問い合わせください。

個人情報に関する内容のため削除しています。

情報ボックス

マークの見方 時…時間 所…場所 対…対象
持…持ち物 問…問い合わせ先

日	曜	行 事 名	と き・と こ ろ	備 考
6/ 16	火	オープンスクール	時 10：45～12：25 所 小中学校	村民の皆さまのご来校を歓迎します。ぜひ、小中学生の学校生活のようすをご観覧ください。
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11：00～ 所 追上駐車場	
17	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11：00 所 追上駐車場	
18	木	自然体験学習（中1）	阿南 YMCA	19日まで
20	土	宮前公民館芸能祭	所 宮前公民館	
22	月	いきいき体操教室	時 13：30～15：30 所 農振センター 1階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
23	火	健康料理教室	時 10：00～13：00 所 農振センター 1階会議室	対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円、エプロン、筆記用具
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11：00～ 所 追上駐車場	
24	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11：00 所 追上駐車場	
25	木	わくぱく広場	時 10：00～11：20 所 保育所	※子ども劇場来演
26	金	子ども安全教室	時 10：00～11：20 所 保育所	※徳島東警察署員来所
		おしゃべりサロン	時 9：30～11：30 所 桜集会所	どなたでも参加できます おしゃべり・体操など
28	日	大川原アジサイ園草刈	所 大川原高原	持 かま、草刈り機など 役場 8時集合
29	月	期末テスト（中学）		7月1日まで
30	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11：00～ 所 追上駐車場	
7/ 1	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11：00 所 追上駐車場	
7	火	市郡体操発表会	時 13：00～ 所 徳島市立体育館	
		離乳食講習会	時 10：00～12：00 所 農振センター 2階	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11：00～ 所 追上駐車場	
		1、2歳児歯科・栄養相談	時 13：15～15：00 所 農振センター 2階	
		老人会交流七夕の集い	時 10：00～12：30 所 保育所	中辺 八千代会来所
8	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11：00 所 追上駐車場	
10	金	いきいき体操教室	時 13：30～15：30 所 平地集会所	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
11	土	銃猟講習日	時 10：00～16：00 所 県猟事務所	申込締切 6月25日 試験日 7月26日
12	日	わな猟講習日	時 10：00～16：00 所 県猟事務所	申込締切 6月25日 試験日 7月26日
13	月	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談	時 9：00～12：00 所 農振センター 1階会議室	
14	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11：00～ 所 追上駐車場	
		園瀬川で川遊び（鮎のつかみどり）		※園瀬川漁業協同組合協賛
15	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11：00 所 追上駐車場	
		ふれあい昼食会	時 11：00～14：00 所 農振センター 1階	

佐那河内の生き物

シロマダラ(ヘビ)

村内の湿気のある低山地で時折見つかるヘビで、無毒で日本にしかいない固有種です。全長30~70cmと他のヘビよりは小さめです。アオダイショウやヤマカガシの幼蛇と間違えられることがあります。

その名前の通り、白と黒のまだら模様を持つのが特徴です。食性は動物食で、主に爬虫類（トカゲ・ヤモリ・他のヘビなど）を食べます。

夜行性なので、見かけることは少なく、偶に道路で轢かれたものが発見されます。

「幻のヘビ」ともいわれ、県内でも生息数は少ないと思われていましたが、意外と村内では見つかります。見つけた人は、シロマダラの口の中を観察してみてください。上アゴの左右に歯が無い箇所があったり、舌の色が赤かったりと他のヘビには無い特徴を持っています。

また、他の動物に襲われると首をS字にもたげて威嚇したり、土に潜ったり、死んだマネ（擬態）をするそうです。人間に捕まるとお尻（総排泄口）よりもすごい臭いにおいを出すとのこと。捕まえた人は、一度御確認願います。（市原）



行事案内（要予約）

6月21日(日) 10時~14時	樹木ウォッチング
7月5日(日) 13時30分~15時	虫のよもやま話 ーなまえのはなしー



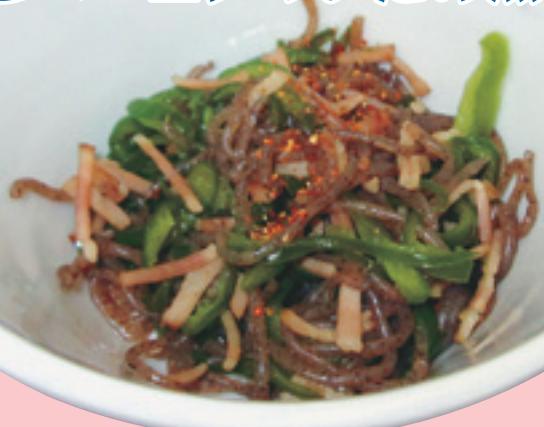
糸こんにゃくとベーコンのいため煮

《作り方》

- ①ベーコン・ピーマンはせん切りにし、糸こんにゃくは下ゆでて食べやすい大きさに切る。
- ②フライパンに、糸こんにゃくを入れて水分がなくなるまで炒め、次にごま油を入れベーコンを炒め、調味料を加えて煮、最後にピーマンを入れ汁がなくなるまで炒める。
- ③器に盛り、上から七味唐辛子をふる。

★ポイント★

糸こんにゃくを下ゆでしたあと、十分に水分がとれるように炒める。
色どりに人参を入れてもよい。



《材料(4人分)》

ベーコン	40g	砂糖	大1/2
糸こんにゃく	250g	みりん	大1
ピーマン	55g	薄口しょうゆ	大1
ごま油	小1	七味唐辛子	少々

しあわせごはん

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

52kcal
6.7g

蛋白質
塩 分

2.3g
0.9g

脂 質

2.2g

No.75